

横福指第452号
令和7年（2025年）2月21日

指定通所介護事業者 様
指定通所リハビリテーション事業者 様

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

通所系サービス事業所における事業所規模による区分の確認、変更について
(事務連絡)

日頃より、本市福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、通所系サービス事業所における事業所規模による区分については、報酬告示、施設基準の各規定及び留意事項通知に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費及び通所リハビリテーション費を区分しているところです。

通所介護事業所については、横須賀市ホームページに掲載している「通所介護事業所における事業所規模点検書」により、令和7年度における貴事業所の事業所規模による区分をご確認ください。

また、通所リハビリテーション事業所については、令和6年6月の報酬改定における事業所規模区分の変更に伴い、一部点検方法の見直しがあります。「通所リハビリテーション事業所における事業所規模点検書」により事業所規模区分をご確認ください。その結果、事業所規模区分が「大規模」になった場合は「大規模型事業所（特例）計算シート」を作成し、大規模型区分の特例に該当するかをご確認ください。

なお、事業所規模による区分の変更が生じる各事業者におかれましては、令和7年3月14日（金）までに加算届等の提出を行ってください。

事務担当 民生局福祉こども部指導監査課
居宅サービス担当
電話 046 (822) 8393
FAX 046 (827) 0566